

第1期吉本仮設団地（建設型応急住宅）の入居者の募集について

1. 募集する団地と住戸

【吉本仮設団地】

所在地：八代郡氷川町高塚895番地

募集する住戸：（軽量鉄骨造平屋建）

	2 K	3 K
戸数	15戸	5戸
面積	29㎡程度	38㎡程度
世帯人員（目安）	1～2人用	3人以上

2. 応募条件（いずれにも該当）

- （1） 竜北東小学校区内（新田、高塚、吉本、大野、野津、河原）に、令和8熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和8年7月28日発生）で居住していた者
- （2） 「全壊」の罹災証明書を発行済である者
- （3） 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない者
- （4） 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者
- （5） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

※半壊（大規模半壊・中規模半壊含む。）に該当し、やむを得ず住家を解体する世帯及び竜北東小学校区外にお住まいの世帯につきましては、今後整備予定の建設型応急住宅において、改めて募集を行う予定です。今回の募集の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

3. 応募期間

令和8年8月24日（月）～8月31日（月）（必着）

（受付時間：9時～12時、13時～16時）

※罹災証明書（全壊・発行済）を提示できる方のみ受付をします。罹災証明書が未発行の場合は、発行後に改めてお越しくください。仮受付は行いません。

4. 応募方法

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入し、罹災証明書（コピー可）を添えて窓口までご持参ください。

【窓口】 竜翔センター2階 竜北体育センター（氷川町島地651）

5. 選定方法

以下の世帯については優先するとともに、該当しない世帯についても世帯の状況を総合的に勘案し、従前のコミュニティの維持にも配慮しながら、入居者審査会において協議の上、入居者を決定します。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・ 75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上の世帯 ・ 身体障害者手帳1級又は2級の者がいる世帯 ・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている者がいる世帯 ・ 高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	・ 5歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2)の次に優先度が高い世帯	・ 中学生以下の子供が3人以上いる世帯
4) 1), 2), 3)の次に優先度が高い世帯	・ 75歳以上の高齢者がいる世帯

6. 入居時期

令和8年9月5日頃を予定しています。なお、詳細については入居決定通知書によりお知らせします。

7. 入居時に必要となる書類

入居の際には、以下の書類をご提出いただきます。

☐使用貸借契約書 ☐誓約書 ☐罹災証明書（コピー可）

8. その他入居の条件

- ① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から2年以内です。
- ② 家賃は必要ありません。
- ③ 駐車場は原則として1世帯1台分です。
- ④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。
- ⑤ ペットの飼育は可能です。ただし、室内飼育を基本とし、屋外に出す場合は必ずリードを着用するなど、他の入居者への配慮をお願いします。（詳細は入居後にお渡しする「入居者のしおり」をご確認ください。）

【お問い合わせ先】

氷川町建設下水道課住宅係 0965-52-5862